

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 香月福祉会

MUKA

KAMUKAMU

ファミリーハウス横断歩道

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。香月福祉会は、利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営し、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

①車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をヒモ等で縛って移動を制限する。

②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。

③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

④支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑥自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

③ 目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合があります。その場合も利用者の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くように努めます。

① 利用者の理解と、基本的な支援の向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者一人一人の特徴を日々の支援から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任のある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

理事長、管理者、サービス管理責任者、正規職員等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつく

ります。特に、強度行動障害及び発達障害の障害特性の理解について施設全体で習熟に努めます。

③ 身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

利用者のご家族にとってより居心地の良い環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体勢を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会（以下、委員会）を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や 3 要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成

委員長：理事長

副委員長：各管理者（MUKA/KAMUKAMU/ファミリーハウス横断歩道）

メンバー：各サービス管理責任者（以下、サビ管）、全ての正規職員、看護師
委員長から指名された者

(3) 委員会の役割

委員長：招集

副委員長：委員長代行、委員会の進行

サビ管：利用者及びご家族・関係機関等との連絡調整と説明
アセスメント・支援計画書の整備等
身体的拘束に関する説明書の作成と利用者及びご家族への説明

正規職員：日々の記録、サビ管との連携、委員会議事録作成（輪番制）
看護師：医療機関・医師との連携、利用者・ご家族への説明
指名職員：情報提供等

（４）委員会の検討項目（“必須”は原則必須項目）

- ① 前回の振り返り “必須”
- ② ３要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認 “必須”
- ③ （身体的拘束を行っている利用者がある場合）
３要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④ （身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合）
３要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ （今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合）
今後医師、ご家族等と意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防等、必要な事項の確認・見直し “必須”
- ⑦ 今後の予定（研修・次回委員会） “必須”
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有 “必須”

（５）記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式（様式①「身体的拘束適正化委員会議事録」）を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、全ての職員に周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため生活支援員、職業指導員、グループホーム世話人その他の職員について、職員採用時のほか、年一回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- **切迫性**（利用者本人、又は利用者の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
- **非代替性**（身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと）
- **一時性**（身体的拘束が一時的なものであること）

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- 拘束が必要となる理由（個別の状況）
 - 拘束の方法（場所、行為(部位・内容)）
 - 拘束の時間帯及び時間
 - 特記すべき心身の状況
 - 拘束開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）
- ※様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います

※様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する利用者の日々の態様記録」

6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や法人ホームページへ掲載します。

<附則>

令和6年1月1日より施行する